

駒ヶ根市小規模水道維持管理指導要綱

令和 年 月 日
告 示 第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小規模水道を適正に管理して、清浄な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、小規模水道の維持及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模水道 次号から第5号までに掲げるものをいう。
- (2) 飲料水供給施設 給水人口が50人以上100人以下であり、水道法（昭和32年法律177号。以下「法」という。）第3条第1項に規定するもの（以下「水道」という。）をいう。
- (3) 簡易給水施設 給水人口がおおむね20人以上49人以下である水道をいう。
- (4) 簡易専用水道 法第3条第7項に規定するものをいう。
- (5) 準簡易専用水道 法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、飲料水供給施設又は簡易給水施設から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、水の供給を受けるための水槽を有するものであって前号に規定する簡易専用水道以外のものをいう。
- (6) 設置者等 小規模水道を設置する者又は当該小規模水道を管理する責任を有する者をいう。

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に定めるところによるものとする。

(施設基準)

第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じた必要な施設を有し、かつ、消毒施設を備えていなければならない。ただし、消毒設備については、簡易専用水道及び準簡易専用水道にあって、給水栓において、消毒効果が確認される場合は、この限りでない。

2 小規模水道の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

(飲料水供給施設及び簡易給水施設の給水開始前の届出)

第5条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、給水栓において、第3条に定める項目及び消毒の残留効果について水質検査を行うとともに、駒ヶ根市小規模水道（飲料水供給施設・簡易給水施設）設置（変更・廃止）届（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図

- (2) 一般説明図
- (3) 給水区域図
- (4) 水質検査の結果

2 前項の規定により届出を行った者が、当該届出に係る事項を変更しようとするとき、又は当該施設を廃止しようとするときは、駒ヶ根市小規模水道（飲料水供給施設・簡易給水施設）設置（変更・廃止）届（様式1号）に前項各号に掲げる書類のうち変更のある書類を添えて市長に提出しなければならない。

（水質検査）

第6条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、給水栓における水について、次の各号に掲げる水質検査をそれぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 消毒の残留効果、色及び濁りに関する検査 7日以内に1回以上
- (2) 省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査 6か月以内に1回以上

2 前項第2号の検査のうち、省令の1の項、2の項、9の項、11の項、38の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、年1回以上まで省略することができる。

3 第1項の水質検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第7条 飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、次の各号に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- (1) 取水場、浄水場、配水池は、常に清潔にし、水の汚染防止を充分にすること。
- (2) 前号の施設には、かぎを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水が、残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム以上保持するように塩素消毒をすること。

（簡易専用水道及び準簡易専用水道の設置の届出）

第8条 簡易専用水道又は準簡易専用水道の設置者は、給水を開始したときは、速やかに、駒ヶ根市小規模水道（簡易専用水道・準簡易専用水道）設置（変更・廃止）届（様式第2号）に建築物所在地の見取り図を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届出を行った者が当該届出に係る事項を変更したとき、又は当該施設を廃止したときは、速やかに、駒ヶ根市小規模水道（簡易専用水道・準簡易専用水道）設置（変更・廃止）届（様式第2号）に建築物所在地の見取り図を添えて（建築物の所在地に変更がある場合に限る。）市長に提出しなければならない。

（準簡易専用水道の管理基準）

第9条 準簡易専用水道の設置者等は、次の各項に掲げる基準に従い、当該施設の管理をしなければならない。

- (1) 水槽の清掃を1年に1回、定期に行うこと。
- (2) 有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために、水槽の点検等必要

な措置を講ずること。

- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(消毒効果の確認)

第10条 簡易専用水道又は準簡易専用水道の設置者等は、給水栓において、7日以内に1回以上消毒の残留効果に関する検査を行い、残留塩素が1リットルにつき0.1ミリグラム以上あるか確認しなければならない。

- 2 前項の検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。

(改善勧告等)

第11条 市長は、小規模水道（簡易専用水道を除く。以下次条において同じ。）について衛生上若しくは保安上危害が起こり、又はそのおそれがあると認めるときは、設置者等に対し施設の改善又は給水の停止を勧告することができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、小規模水道の設置者等の協力を得て、当該設置者等から必要な報告を求め、又は当該職員をして、当該水道に立ち入らせ、施設及び帳簿書類を調査させることができる。

(図面の備付け)

第13条 設置者等は、小規模水道の施設の配置及び系統を明らかにした図面を整備し保存しておかなければならない。

(事故の報告)

第14条 設置者等は、供給する水が人の健康を害するおそれがあると知った時は、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市長へ連絡し指示を受けなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、小規模水道の適正な管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、長野県の小規模水道維持管理指導要綱（昭和61年8月19日付け61食第356号。以下「県要綱」という。）第5条第1項及び第2項の規定による市内の簡易給水施設に係る届出をした者にあつては、第5条第1項及び第2項に規定する届出をした者と、県要綱第8条第1項及び第2項による市内の簡易専用水道及び準簡易専用水道に係る届出をした者にあつては、第8条第1項及び第2項に規定する届出をした者とみなす。